

2

チアムリンソフト2%「フジタ」

2026年3月改訂 10版

貯法 密閉容器

|         |                  |
|---------|------------------|
| 承認指令書番号 | 農林水産省指令29動薬第690号 |
| 販売開始    | 1999年8月          |

動物用医薬品

NET 20kg

ジテルベン系抗菌薬  
要指示医薬品 使用基準 指定医薬品

飼料添加剤



チアムリンソフト2%  
「フジタ」

チアムリンは担子菌の一種である*Pluerotus mutilus*の培養によって得られるブルーロムチリンの半合成誘導体です。細菌のリボソームと結合し、蛋白合成を阻害することで静菌的な抗菌作用を示します。チアムリンは消化管からの吸収が良いため、経口投与に適しています。

〔成分及び分量〕

本剤 1g 中

チアムリンフマル酸塩80%ゼラチンコート…25mg

チアムリンフマル酸塩として20mg(力価)



販売元  
ささえあ製薬株式会社  
東京都品川区西五反田七丁目7番7号



製造販売元  
フジタ製薬株式会社  
東京都八王子市栢田町1211番地1

チアムリンソフト2%「フジタ」

2



〔効能又は効果〕

(有効菌種)

本剤感受性のブラキスピラ・ハイオディセンテリー、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ、ヘモフィルス(適応症)

豚：豚赤痢、マイコプラズマ性肺炎、豚ヘモフィルス感染症

〔用法及び用量〕

本剤の下記量を飼料に均一に混じて、5～10日間経口投与する。  
豚：飼料1kg当たり50～300mg(力価) (製剤として2.5～15g)

〔使用上の注意〕

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であつてもそれを反復する投与は避けること。
- ・本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物〔豚〕について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。  
豚：食用に供するためにと殺する前7日間

(使用者に対する注意)

- ・飼料等に混合する際は、鼻粘膜等を刺激することがあるので、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。
- ・作業時には、長袖の作業着、作業帽、防護メガネ、マスク、手袋等の防具を着用し、眼、鼻、口等に入らないように注意すること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・本剤の外観又は内容物に異常が認められた場合は使用しないこと。
- ・本剤は有効期間を設定してある動物用医薬品なので使用期限を過ぎた製品は使用しないこと。
- ・本剤は他の薬剤と混合して使用しないこと。
- ・本剤を分割投与する場合、開封後は速やかに使用すること。
- ・本剤を混合した後3週間を過ぎた飼料は使用しないこと。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・本剤が眼、鼻、口等に入ったときは、直ちに水で洗浄やうがい等を行い医師の診察を受けること。
- ・本剤を使用した後あるいは皮膚に付着したときは石けん等でよく洗い、水で十分うがいをすること。

(豚に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(専門的事項)

- ① 重要な基本的注意  
・チアムリンを投与した豚の排泄物等に長時間接触することで皮膚炎、紅斑等の皮膚障害が現れたとの報告がある。
- ② 相互作用  
・本剤はポリエーテル系抗生物質(モネンシン、サリノマイシン等)との併用は避けること。

注意-獣医師等の処方箋・指示により使用すること  
注意-使用基準の定めるところにより使用すること

〔有効期間〕

24カ月

〔製品情報お問い合わせ先〕

フジタ製薬株式会社  
〒193-0942 東京都八王子市栢田町1211  
電話 (042) 661-5528 (代)

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記〔製品情報お問い合わせ先〕に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/tukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。

26R10

